世田谷区告示第７３６号

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条第２項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和８年１０月２６日から１５日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和８年１０月２６日

世田谷区長　保　坂　展　人

１　認定番号

（１）　２８－１

（２）　２８－１

２　供用開始の区間

（１）　世田谷区世田谷四丁目９７８番３４の内から９６４番２６まで

（２）　世田谷区世田谷四丁目９９３番１２の内

３　供用開始の区域

（１）　延　長　　２０．００メートル

幅　員　　１．２５メートルから２．２８メートルまで

面　積　　３８．０７平方メートル

（２）　延　長　　２０．０９メートル

幅　員　　０．１０メートルから１．２４メートルまで

面　積　　１８．４６平方メートル

４　供用開始の期日

令和８年１０月２６日

案　内　図

━━━━	特別区道路線の供用開始する部分
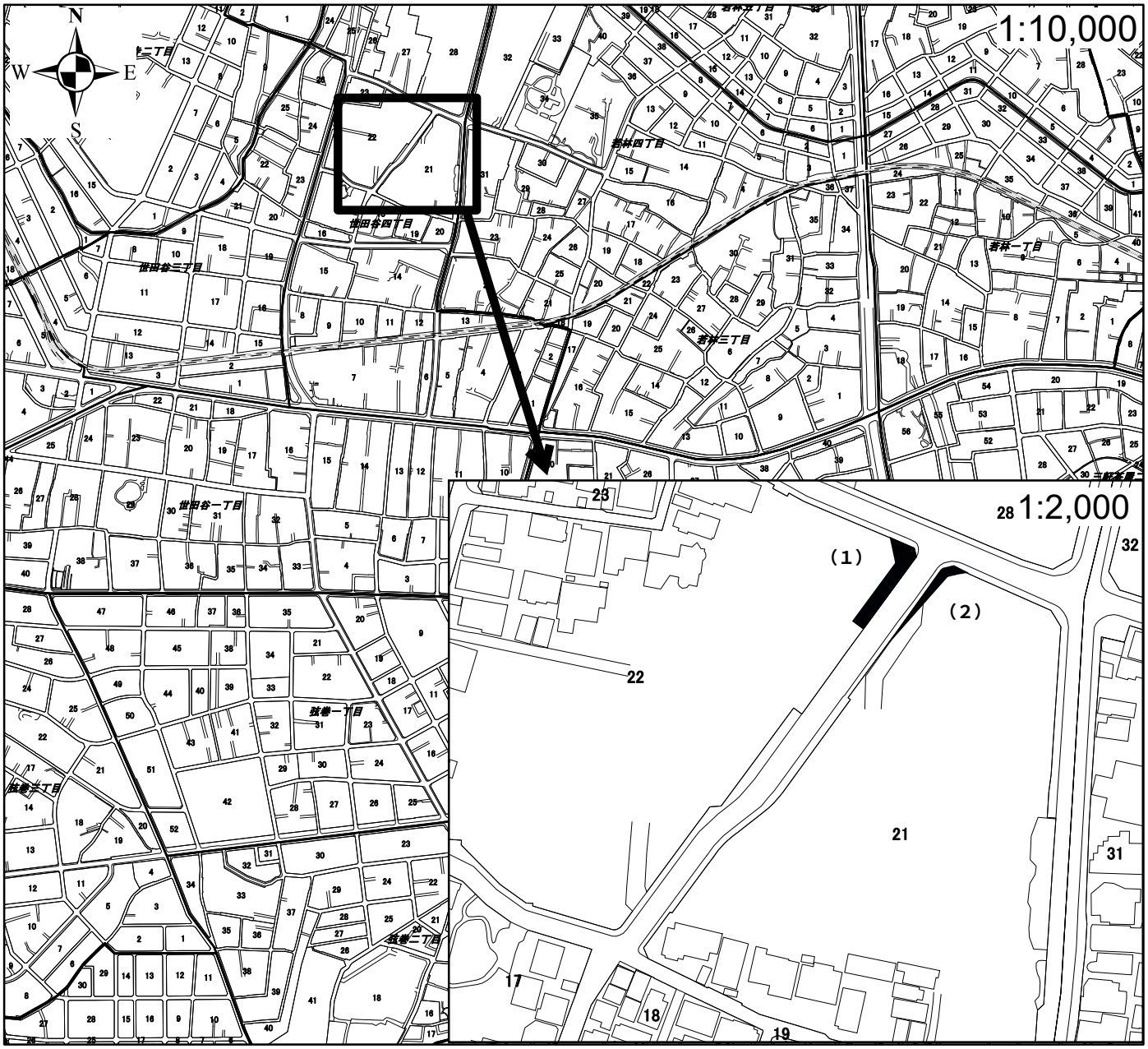
街区	世田谷四丁目２１番及び２２番